

新		旧（平成 28 年 4 月 13 日付け国土籍第 21 号）	
別表第 1 省略		別表第 1 省略	
別表第 2 都市部官民境界基本測量における作業の記録及び成果〔第十条〕		別表第 2 都市部官民境界基本測量における作業の記録及び成果〔第十条〕	
単位作業	記録及び成果	単位作業	記録及び成果
1. 各単位作業共通	①工程表 ②検査成績表 ③その他測量工程上必要な資料	1. 各単位作業共通	①工程表 ②検査成績表 ③その他測量工程上必要な資料
2. 地上法による都市部官民境界基本測量	(1) 都市部官民境界基本三角測量	(1) 都市部官民境界基本三角測量	①基準点等成果簿写 ②都市部官民境界基本三角点選点手簿 ③都市部官民境界基本三角点選点図〔準則第二十四条〕 ④都市部官民境界基本三角測量観測計算諸簿 ⑤都市部官民境界基本三角点網図〔準則第二十六条〕 ⑥都市部官民境界基本三角点成果簿〔準則第二十六条〕 ⑦精度管理表 ⑧測量標の地上写真
	(2) 都市部官民境界基本多角測量	(2) 都市部官民境界基本多角測量	①都市部官民境界基本多角点選点図〔準則第三十条〕 ②都市部官民境界基本多角測量観測計算諸簿 ③都市部官民境界基本多角点網図〔準則第三十二条〕 ④都市部官民境界基本多角点成果簿〔準則第三十二条〕 ⑤精度管理表 ⑥測量標の地上写真
	(3) 都市部官民境界基本細部測量	(3) 都市部官民境界基本細部測量	①都市部官民境界基本細部点選点図〔準則第三十五条〕 ②都市部官民境界基本細部測量観測計算諸簿 ③都市部官民境界基本細部点網図〔準則第三十七条〕 ④都市部官民境界基本細部点成果簿〔準則第三十七条〕 ⑤精度管理表
	(4) 街区点測量	(4) 街区点測量	①街区点測量観測計算諸簿 ②街区点測量図〔準則第四十八条〕 ③街区点座標簿（番号図区域ごとにまとめる）〔準則第四十八条〕 ④精度管理表
	(5) 復元測量	(5) 復元測量	①復元測量成果簿〔準則第五十二条〕 ②復元測量検討図〔準則第五十二条〕 ③復元測量図〔準則第五十三条〕 ④精度管理表
備考 1. 観測計算諸簿とは、観測手簿、観測記簿、計算簿並びに平均図及び観測図である。ただし、街区点測量観測計算諸簿にあつては必要に応じて作成するものとし、その場合平均図及び観測図を要しない。 2. 平均図は、選点図に基づき作成し、観測図は平均図に基づき作成する 3. 記録及び成果は磁気記録によることができる。 4. 選点手簿、選点図及び観測手簿は、作業用のものを記録及び成果とする。 <u>5. 記録及び成果の記載例については、別に地籍整備課長が定めるものとする。</u>		備考 1. 観測計算諸簿とは、観測手簿、観測記簿、計算簿並びに平均図及び観測図である。ただし、街区点測量観測計算諸簿にあつては必要に応じて作成するものとし、その場合平均図及び観測図を要しない。 2. 平均図は、選点図に基づき作成し、観測図は平均図に基づき作成する 3. 記録及び成果は磁気記録によることができる。 4. 選点手簿、選点図及び観測手簿は、作業用のものを記録及び成果とする。 <u>(削除)</u>	
別表第 3～別表第 13 省略		別表第 3～別表第 13 省略	

別表第14 都市部官民境界基本細部点等の密度の標準（1km²当たり点数）〔第二十六条〕

地形 傾斜区分	縮尺区分	
	$\frac{1}{250}$	$\frac{1}{500}$
中 傾 斜	<u>1037～1555</u>	<u>480～720</u>
平 坦	<u>834～1250</u>	<u>366～548</u>

備考 1km²当たり点数とは、1km²当たりの区域における都市部官民境界基本細部点等の数をいう。

別表第15～別表第28 省略

別表第14 都市部官民境界基本細部点等の密度の標準（1km²当たり点数）〔第二十六条〕

地形 傾斜区分	縮尺区分	
	$\frac{1}{250}$	$\frac{1}{500}$
中 傾 斜	<u>1312～1967</u>	<u>384～576</u>
平 坦	<u>824～1686</u>	<u>307～461</u>

備考 1km²当たり点数とは、1km²当たりの区域における都市部官民境界基本細部点等の数をいう。

別表第15～別表第28 省略